

平成21年度 水質検査計画



伊万里市水道部

水質検査計画とは

「水質検査計画」とは、お客様にお届けしている水道水の安全性の確認、水源及び浄水処理工程における水質状況の把握などを目的として伊万里市水道部が実施している水質検査について、適切で透明性のある検査内容とするため、検査を実施する前に伊万里市水道部が独自に策定した計画のことを言います。

この計画は、水道をとりまく情勢や水質状況、さらには実際に水道水をご使用のお客様からのご意見をもとに毎年度策定しています。

【目次】

1. 基本方針
 2. 水道事業の概要
 3. 水道水源の状況及び原水の水質状況
 4. 検査地点（毎日・定期検査及び自主検査）
 5. 水質検査項目及び検査頻度
 6. 水質検査方法及び水質検査の自己／委託の区分
 7. 臨時の水質検査
 8. 水質検査計画及び検査結果の公表
 9. 水質検査の精度管理と信頼性の保証
 10. 関係者との連携
-

1. 基本方針

伊万里市水道部では、水源及び浄水処理工程での適切な水質管理に加え、蛇口から出る水道水が水質基準に適合し、安全・安心な水道水をお客様にお届けしていることを保障するため、水質検査を行っています。

水源及び浄水処理工程での水質管理上必要な水質検査から、蛇口から出る水道水が安全であることを確認するために行う給水栓水の水質検査まで、必要と判断した項目について年間計画に基づき水質検査を実施し、実施後の水質検査結果については、内容を評価の上、需要者に対して公表します。

2. 水道事業の概要

伊万里市営の水道施設は、上水道事業の1施設と簡易水道事業（※注1）の10施設があり、1日平均の配水量は11施設合計で16,890 m³です。

表－1 伊万里市水道施設の現況（平成20年4月1日現在の状況）

施設名		浄水 処理 方式	主な 水源	施設 能力 m ³ /日	1日平均 配水量 m ³ /日	給水 戸数 戸	給水 人口 人
上 水 道	有田川浄水場	急速ろ過	有田川 竜門ダム	22,000	14,951	16,275	44,706
簡 易 水 道	波多津浄水場	緩速ろ過	深井戸	400	178	267	827
	浦之崎浄水場	緩速ろ過	佐代川	915	424	581	1513
	松浦浄水場	緩速ろ過	松浦川	700	447	621	2110
	滝川内浄水場	緩速ろ過	湧水	60	64	60	225
	大川浄水場	緩速ろ過	松浦川	1000	690	766	2781
	峰浄水場	緩速ろ過	河川水	41.7	27	42	118
	上大久保浄水場	緩速ろ過	河川水	24.3	20	20	70
	藤川内浄水場	緩速ろ過	深井戸	83	44	57	260
	木場浄水場	緩速ろ過	深井戸	50	18	38	154
川内野浄水場	緩速ろ過	深井戸	70	27	58	214	

※注1：簡易水道事業とは、簡易な施設ではなく、規模が小さい水道事業です。

3. 水道水源の状況及び原水の水質状況

(1) 水道水源の状況

上水道施設（有田川浄水場）は、河川水（有田川最下流）を主な水源とし、予備水源（河川水量が少ない場合や河川事故等があった場合）として、有田町（旧西有田町）にある竜門ダムより取水を行っています。

簡易水道施設は、河川水・湧水・深井戸等を水源としています。

(2) 原水の水質状況

河川水の汚染要因としては、生活雑排水や、田畑への肥料投入・農薬散布、油類等による突発汚染事故等が考えられ、水質変化としては、降雨等による高濁水の発生、無降雨時が続いた場合は、植物プランクトン等による原水の水質悪化などが挙げられます。

小規模河川・湧水・深井戸等は、比較的変動の少ない良好な水質ではありますが、水源の環境要因や原水の水質変化を踏まえ、適切な浄水処理を行います。

このような水道水源の通年変化に対応するため、各浄水場では、水源の環境要因及び汚染要因を踏まえながら、水道原水の水質状況に応じた適切な浄水処理を行い、安心・安全な水道水の供給に努力しています。



有田川1号堰（上水道取水地点）

4. 検査地点（毎日・定期検査及び自主検査）

検査地点については、お客様へ供給される水が、水質基準に適合していることを確認するため、給水区域内において、配水系列ごとに、状況に応じた合理的・効率的な下記の検査地点を選定しています。

（１）毎日検査（法定検査）

色・濁り・消毒の残留効果に関する検査を、以下の検査地点で毎日検査します。

【上水道】（１９箇所）

【検査頻度】毎日

No.	配水系	主たる配水池	検査地点
1	1号系	1号配水池	二里町大里川東 MR 川東駅前橋採水栓
2			二里町吉野 吉野橋採水栓
3			二里町福母 記念碑橋採水栓
4			東山代町六本松 第3旧県道橋採水栓
5			山代町新田 新田橋採水栓
6			大坪町祇園町 森永公園給水栓
7		脇野配水池	山代町楠久 楠久配水池給水栓
8		楠久配水池	山代町鳴石 鳴石搦公園給水栓
9		南波多配水池	黒川町畑川内 長尾橋採水栓
10	2号系	2号配水池	立花台3丁目 児童公園給水栓
11			立花町富士町 大川内西部ホップ室給水栓
12			黒川町塩屋 塩田橋採水栓
13		黒川配水池	黒川町干潟 干潟ホップ室給水栓
14			波多津町馬蛤潟 馬蛤潟橋採水栓
15			黒川町奥野 奥野橋採水栓
16			永山配水池
17	3号系	3号配水池	大坪町上古賀 古賀公民館前橋採水栓
18			大川内町市村 高木橋採水栓
19			大川内町岩谷 岩谷橋採水栓

【簡易水道】（17箇所）

【検査頻度】毎日

No.	配水系	主たる配水池	検査地点	
1	※波多津	波多津配水池	波多津町浦	波多津管理人給水栓
2	木場	木場配水池	波多津町木場	木場管理人給水栓
3		木場高区	波多津町木場開拓	高区採水栓
4	大川	大川配水池	大川町立川	浄水場内給水栓
5		筒江配水池	大川町筒江	筒江ホヱ場内給水栓
6	松浦	松浦低部配水池	松浦町	浄水場内給水栓
7		松浦高部配水池	松浦町山形	山形ホヱ室内給水栓
8		松浦上分配水池	松浦町上分	上分公民館採水栓
9		松浦金石原配水池	松浦町金石原	金石原ホヱ室内給水栓
10	藤川内	藤川内配水池	松浦町藤川内	新幸農園入口採水栓
11	上大久保	上大久保配水池	東山代町上大久保	上大久保管理人給水栓
12	滝川内	滝川内配水池	東山代町滝川内	滝川内管理人給水栓
13	川内野	川内野配水池	東山代町川内野	川内野管理人給水栓
14	峰	峰配水池	東山代町峰	峰管理人給水栓
15	浦之崎	浦之崎低部配水池	山代町浦之崎	浄水場内給水栓
16		浦之崎高部配水池	山代町浦之崎	西分ホヱ室給水栓
17		浦之崎西分配水池	山代町浦之崎	西分採水栓

※波多津簡易水道は、平成21年4月より新浄水場より供給予定ですが、供給後は、給水区域の状況に応じた適切な検査地点を選定します。



薬品沈殿池（上水道）



急速ろ過池（上水道）

(2) 毎月検査（自主検査）及び3ヶ月毎検査（法定検査）

水道法で定める水質基準項目に関しては、配水系統及び配水規模に応じて、毎月及び3ヶ月毎に定められた水質検査項目を以下の採水地点で実施します。

【別紙1】【別紙2】参照

●上水道8箇所（配水池容量1000m³以上の給水区域） **【別紙1】参照**

【検査頻度】毎月・3ヶ月毎

No.	配水系	主たる配水池	検査地点	
1	1号系	1号配水池	山代町楠久	地区内給水栓
2		脇野配水池	山代町楠久	地区内給水栓
3		楠久配水池	山代町鳴石	地区内給水栓
4		南波多配水池	黒川町真手野	地区内給水栓
5	2号系	2号配水池	立花町富士町	地区内給水栓
6		永山配水池	大坪町朝日が丘	地区内給水栓
7		黒川配水池	黒川町塩屋	地区内給水栓
8	3号系	3号配水池	大坪町古賀	地区内給水栓

●簡易水道11箇所

【別紙2】参照

【検査頻度】毎月・3ヶ月毎

No.	配水系	主たる配水池	検査地点	
1	波多津	波多津配水池	波多津町辻	地区内給水栓
2	木場	木場高区配水池	波多津町木場開拓	地区内給水栓
3	大川	筒江配水池	大川町筒江	地区内給水栓
4	松浦	松浦上分配水池	松浦町上分	地区内給水栓
5		松浦金石原配水池	松浦町金石原	地区内給水栓
6	藤川内	藤川内配水池	松浦町藤川内	地区内給水栓
7	上大久保	上大久保配水池	東山代町上大久保	地区内給水栓
8	滝川内	滝川内配水池	東山代町滝川内	地区内給水栓
9	川内野	川内野配水池	東山代町川内野	地区内給水栓
10	峰	峰配水池	東山代町峰	地区内給水栓
11	浦之崎	浦之崎西分配水池	山代町浦之崎	地区内給水栓

(3) 毎月・隔月検査（自主検査）

(1) (2) の毎日・毎月検査以外の毎月検査を補完すべき地点については、以下の採水地点で独自に自主検査を行います。【別紙1】参照

●上水道13箇所（配水池容量1000m³未満の給水区域）

【検査頻度】隔月・毎月

頻度	No.	配水系	主たる配水池	採水地点
隔月検査	1	1号系	野添配水池	二里町野添 地区内給水栓
	2		古子配水池	二里町古子 地区内給水栓
	3		川内配水池	二里町川内 地区内給水栓
	4		福母配水池	二里町福母 地区内給水栓
	5		原屋敷高部配水池	南波多町原屋敷 地区内給水栓
	6		古川配水池	南波多町古川 地区内給水栓
	7		畑川内配水池	黒川町畑川内 地区内給水栓
	8	2号系	永山低部配水池	大坪町白野 地区内給水栓
	9		平山配水池	大坪町平山 地区内給水栓
	10		大川内山	大川内町大川内山 地区内給水栓
	11		椿原配水池	黒川町椿原 地区内給水栓
	12		干潟配水池	黒川町干潟 地区内給水栓
毎月	13	3号系	3号配水池	大川内町岩谷 地区内給水栓

(4) 原水の検査

水源水質の変化を監視し、適切な浄水処理を行うため、水源の種別や水質状況に応じた検査を行います。（検査箇所：各浄水場の水源）

(5) 独自に行う水質検査

①浄水処理工程での測定・検査（浄水場内での検査）

浄水処理が適正に行われているかどうかを確認するため、原水・ろ過水・沈殿上澄水・浄水・配水池水などについて、水質自動計測器や水質検査室での分析等で測定・検査を行います。（検査箇所：各浄水場内）

②水質管理目標設定項目の水質検査

水質管理目標設定項目の中で、水源の種別や水質状況に応じ「河川に関する項目」・「ダム水に関する項目」・「農薬類（102項目）」を選択し、監視が必要な水源や給水栓について検査を行います。

- 1) 河川に関する13項目：上水道原水1箇所（有田川、年2回）
：簡易水道原水2箇所（松浦・浦ノ崎、各年2回）
- 2) ダム水に関する12項目：竜門ダム原水（年2回）
- 3) ※農薬類（102項目）：上水道給水栓3箇所
（1・2・3号配水池、各年1回）
：簡易水道給水栓2箇所
（松浦・浦ノ崎、各年1回）

※農薬類は、水源地域での使用実績を考慮して、使用量の多い時期（5～10月）にあわせて検査を行います。

③その他の水質検査

その他にも水道水の安全性を確認するため、下記の項目について独自に検査を行います。

- 1) クリプトスポリジウム・ジアルジア
 - 上水道：有田川原水（年1回）・ろ過水（2系統を各年1回）
 - 簡易水道：10簡易水道のろ過水を合計11回
（波多津年2回、他年1回）
- 2) ダイオキシン類
 - 上水道：年2回（1・2号配水池系を各年1回）
 - 簡易水道：松浦簡易水道給水栓水（年1回）

5. 水質検査項目及び検査頻度

水道法で定める水質基準項目の水質検査（法定検査分）は、法令で定期的に検査を行うよう規定されており、検査を行う頻度は、項目別に定められ、毎日検査を行う項目・おおむね月1回以上行う項目・おおむね3ヶ月に1回以上行う項目に関する項目に区別されます。

その他の水質検査項目や水質管理上必要と判断した検査項目については、最も効果的で適切な時期を選定し、検査を実施します。

(1) 毎日検査項目（1日1回以上検査を行う項目）**【3項目】**

毎日検査は、水道法で義務付けられている検査で、消毒の残留効果（残留塩素）及び色・濁りについて、毎日検査します。

No.	項目	検査頻度	検査頻度（回／年）	採水箇所
1	色	毎日	365	市内36箇所
2	濁り	毎日	365	
3	残留塩素	毎日	365	

(2) 水質基準項目**【50項目】**

水質基準項目とは、全国の水道水での一律に適用される基準で、法令で基準値が定められており、この基準に必ず適合している必要があります。

項目ごとに以下の3種類の検査頻度が定められており、その頻度に従い検査を行います。

① 1ヶ月に1回検査を行う項目**【9項目】**

水質基準項目の中で、おおむね月1回以上検査を行う必要がある9項目については、毎月（年12回）検査を行います。ただし、毎月検査を補完する検査地点については、隔月（年6回）の検査を行います。

【検査表1】参照**② 藻類発生期に1ヶ月に1回検査を行う項目（上水道）****【2項目】**

水質基準項目の中で、藻類発生期に毎月1回検査を行う必要がある2項目については、発生時期（5～9月）に毎月（年5回）検査を行います。

【検査表2】のNo.42～43を参照**③ 3ヶ月に1回（年4回）検査を行う項目****【39項目】**

水質基準項目の中で、おおむね3ヶ月に1回以上（年4回以上）検査を行う必要がある40項目については、3ヶ月に1回（年4回）の検査を行います。**【検査表2】参照**

なお、この項目の中には、法令により原水や浄水の過去の検査結果状況に応じて検査回数を減じたり、省略できる項目も含まれていますが、安全性を確認するため、省略可能な項目についても省略せずに検査を実施します。

(3) 原水に係る水質検査

水源水質の変化を監視するため、水質が最も悪化していると考えられる時期（6～10月頃）を選定して検査を行います。**【検査表3】参照**

検査頻度は、水源の種別及び原水の水量・水質状況に応じ、上水道は有田川原水を年3回、竜門ダム原水を年2回、簡易水道については、松浦川原水と佐代川原水を年2回行い、その他の井戸等を水源とする簡易水道の原水については、比較的水質が安定していることから、年1回検査を行います。

(4) 独自に行う水質検査

①浄水処理工程における水質管理の為にを行う測定及び検査（上水道）

これは、浄水処理工程において適切な処理を行うために必要な測定及び検査で、浄水場内の原水・ろ過水・沈殿上澄水・浄水及び配水池水について水質自動計測器による測定や手分析等による水質検査を行います。

【自動計測器による連続測定】（常時測定）

自動計測器による水質測定項目は、原水濁度・原水PH・原水電気伝導率・ろ過水濁度・浄水池PH・浄水池残留塩素・配水池残留塩素等があり、これらの数値を常時連続測定（24時間365日監視）しております。

【手分析による水質検査】（必要に応じ適宜検査）

手分析による水質検査項目は、アルカリ度・色度・濁度等で、水質変化時や浄水処理工程上確認が必要な場合に検査を行います。

②水質管理目標設定項目についての水質検査（上水道・簡易水道）

上水道は、水源の有田川・竜門ダムについて、水質管理目標設定項目の中で水源の種別に合わせた「河川に関する項目」「ダム水に関する項目」を、原水の監視が必要な時期にそれぞれ年2回、給水栓は毎月検査及び3ヶ月毎検査（法検査）の検査地点の中から「河川に関する項目」を年3回、「その他」の農薬類（102項目）の検査を年3回行ないます。**【検査表4】参照**

簡易水道は、規模が大きい河川（松浦川・佐代川）を選定し、「河川に関する項目」をそれぞれの河川で年2回行い、この河川を水源としている簡易水道給水栓において「河川に関する項目」をそれぞれ年2回、「その他」の農薬類（102項目）の検査をそれぞれ年2回行いいます。**【検査表5】参照**

③その他の水質検査（上水道・簡易水道）

その他、水道水の安全性を確認するため、下記の項目について独自に検査を行います。

1) クリプトスポリジウム・ジアルジア（耐塩素性病原微生物）

上水道：原水を年1回（水源の有田川を年1回検査）

ろ過水を年2回（2系統の浄水処理工程をそれぞれ年1回）

簡易水道：ろ過水を11回（各簡易水道のろ過水をそれぞれ年1回）

（波多津は新浄水場の完成に伴い、年2回実施します）

2) ダイオキシン類（給水栓水検査）

上水道：年2回（異なる配水系統の給水栓水をそれぞれ年1回）

簡易水道：年1回（松浦簡易水道給水栓水を年1回）

6. 水質検査方法及び水質検査の自己／委託の区分

（1）水質検査方法

毎日検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目、自主検査項目については、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。

（2）水質検査の自己／委託の区分

伊万里市水道部では、6ページの（1）毎日検査、（2）の毎月検査、及び7ページの（3）毎月・隔月検査（自主検査分）を除く水質検査を委託しており、委託先は水道法第20条登録機関（厚生労働省大臣の登録を受けた検査機関）の中から、一定の要件（精度や信頼性、緊急時の体制等を考慮）を満たす機関を指名し、その機関による入札等の方法により選定しています。

平成20年度に水質検査を委託した検査機関は以下のとおりです。

●上水道事業 財団法人 佐賀県環境科学検査協会

●簡易水道事業 財団法人 佐賀県環境科学検査協会

※平成21年度については、3月末に入札を行う予定です。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合に行います。また、検査項目についてはその状況に応じて選択します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化した場合
- (2) 水源に異常があった場合
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行している場合
- (4) 浄水過程に異常があった場合
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- (6) その他特に必要があると認められる場合

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、水道部管理課及び浄水場管理事務所で閲覧頂けます。

また、伊万里市水道部のホームページにも掲載しております。

水質検査結果（過去の結果も含む）については、水道部管理課・浄水場管理事務所（有田川浄水場）で閲覧頂けます。

また、伊万里市水道部のホームページ（※下記アドレス参照）にも掲載しております。

なお、水質検査計画や水質検査結果をご覧頂いたお客様のご意見は、次年度検査計画策定時の貴重な資料とさせていただきます。

【閲覧場所】

- (1) 伊万里市水道部管理課

（閲覧可能日時：閉庁日を除く 8時30分～17時15分まで）

〒848-0027 佐賀県伊万里市立花町1542-1

T E L : 0955-23-5400

F A X : 0955-23-2147

I P 電話 : 050-3541-3506

- (2) 伊万里市水道部 浄水場管理事務所 (有田川浄水場)
(閲覧可能日時：閉庁日を除く 8時30分～17時15分まで)
〒848-0032 佐賀県伊万里市二里町大里甲1506
T E L : 0955-23-3070
F A X : 0955-23-3214
I P 電話 : 050-3541-3508

- (3) 伊万里市水道部ホームページ
URL <http://www.hachigamenet.ne.jp/asui-jyo/>

※ホームページによる検査結果の公表は、平成20年度分(平成20年4月～平成21年3月)を予定しています。

9. 水質検査の精度管理と信頼性の保証

自己検査(毎月・隔月検査項目)における精度管理と信頼性保証のため、以下の取り組みを行っております。

- (1) 佐賀県水道水質検査機関等連絡会における精度管理調査への参加
- (2) 水道法第20条厚生労働大臣指定検査機関の検査業務従事者を招き、同一検体について、同一検査器具・同一試薬を使用し、双方で検査した結果を比較。(年1回)
- (3) 水質検査機器の定期点検等による信頼性の保証
 - ①色・濁度計・電子天秤の点検(年1回)
 - ②pH計の検定(本体6年に1回、電極2年に1回)

10. 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあつた場合、佐賀県生活衛生課や保健所などの関係機関と情報交換するとともに、連携して対策を講じます。

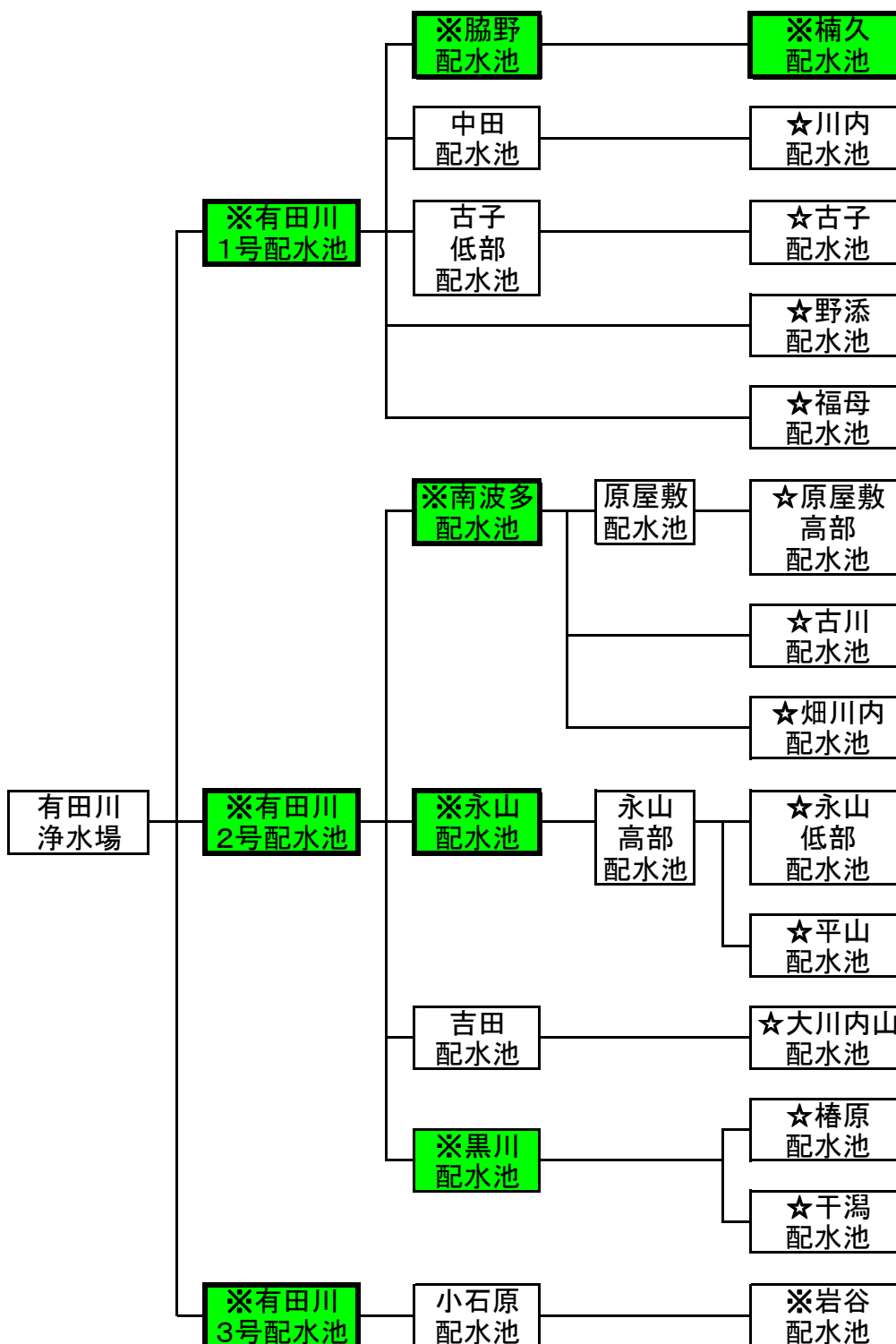
また、水源における水質汚染事故の発生などに対しては、河川管理者(国土交通省や県)、河川上流域の市町及び水道事業体と情報交換するとともに、連携した現地調査と適正な浄水処理を行い、水道水の安全性を確保します。

【別紙1】 上水道水質検査の採水地点

①【毎月検査項目(毎月・年12回)】の採水地点は、下図※印の配水地ごとに1地点(計9箇所)を選定しています。

②【毎月検査項目】を補完する目的で、【隔月検査(2ヶ月に1回・年6回)】を行う採水地点は、下図★印の配水池ごとに1地点(計12箇所)を選定しています。

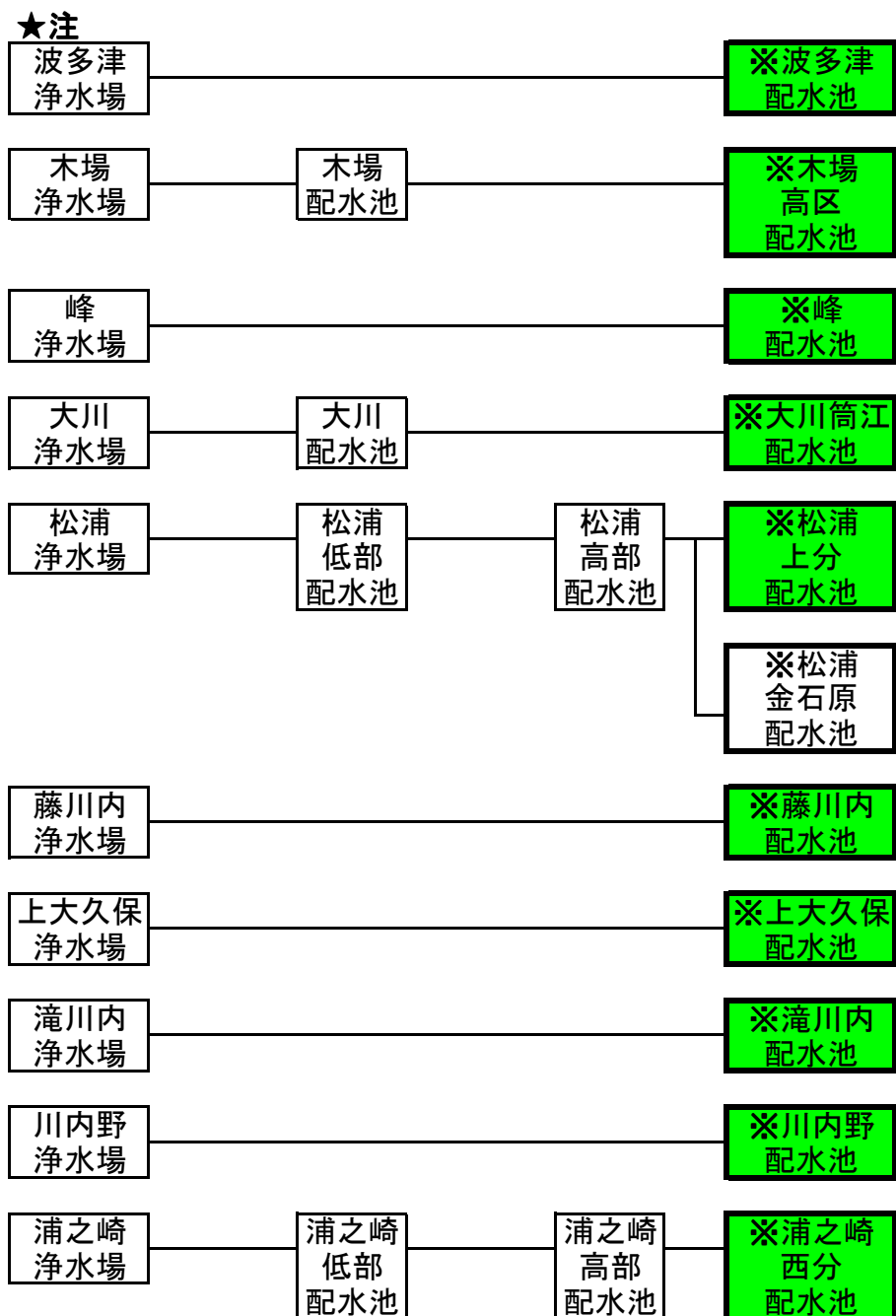
③【水質基準項目(3ヶ月に1回・年4回)】の採水地点は、下図の着色した配水池(計8箇所)を選定しています。



【別紙2】簡易水道水質検査の採水地点

①【毎月検査項目(毎月・年12回)】の採水地点は、下図※印の配水地ごとに1地点(計11箇所)を選定しています。

②【水質基準項目(3ヶ月に1回・年4回)】の採水地点は、下図の着色した配水池(計10箇所)を選定しています。



★注:波多津浄水場は、平成21年4月より新浄水場より供給開始予定ですが、供給後は、施設の状態に合わせた適切な採水地点を選定します。

【検査表1】毎月・隔月検査項目

No.	項 目	検査頻度 (回/年)		
		法に基づく 検査頻度	毎月検査 箇所	隔月検査 箇所
1	一般細菌	1 2	1 2	6
2	大腸菌	1 2	1 2	6
3	カドミウム及びその化合物	4		
4	水銀及びその化合物	4		
5	セレン及びその化合物	4		
6	鉛及びその化合物	4		
7	ヒ素及びその化合物	4		
8	六価クロム化合物	4		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4		
11	フッ素及びその化合物	4		
12	ホウ素及びその化合物	4		
13	四塩化炭素	4		
14	1, 4-ジオキサン	4		
15	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	4		
16	ジクロロメタン	4		
17	テトラクロロエチレン	4		
18	トリクロロエチレン	4		
19	ベンゼン	4		
20	塩素酸	4		
21	クロロ酢酸	4		
22	クロロホルム	4		
23	ジクロロ酢酸	4		
24	ジブロモクロロメタン	4		
25	臭素酸	4		
26	総トリハロメタン	4		
27	トリクロロ酢酸	4		
28	ブロモジクロロメタン	4		
29	ブロモホルム	4		
30	ホルムアルデヒド	4		
31	亜鉛及びその化合物	4		
32	アルミニウム及びその化合物	4		
33	鉄及びその化合物	4		
34	銅及びその化合物	4		
35	ナトリウム及びその化合物	4		
36	マンガン及びその化合物	4		
37	塩化物イオン	1 2	1 2	6
38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	4		
39	蒸発残留物	4		
40	陰イオン界面活性剤	4		
41	ジェオスミン	※藻類発生期		
42	2-メチルイソボルネオール	※藻類発生期		
43	非イオン界面活性剤	4		
44	フェノール類	4		
45	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1 2	1 2	6
46	pH値	1 2	1 2	6
47	味	1 2	1 2	6
48	臭気	1 2	1 2	6
49	色度	1 2	1 2	6
50	濁度	1 2	1 2	6

※藻類発生期 (5月~9月) に月1回の検査を行います。

【検査表2】水質基準項目（給水栓検査項目）

No.	項 目	検査頻度（回／年）		
		法に基づく 検査頻度	上水道 給水栓	簡易水道 給水栓
1	一般細菌	1 2	1 2	1 2
2	大腸菌	1 2	1 2	1 2
3	カドミウム及びその化合物	4	4	4
4	水銀及びその化合物	4	4	4
5	セレン及びその化合物	4	4	4
6	鉛及びその化合物	4	4	4
7	ヒ素及びその化合物	4	4	4
8	六価クロム化合物	4	4	4
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4
11	フッ素及びその化合物	4	4	4
12	ホウ素及びその化合物	4	4	4
13	四塩化炭素	4	4	4
14	1, 4-ジオキサン	4	4	4
15	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	4	4	4
16	ジクロロメタン	4	4	4
17	テトラクロロエチレン	4	4	4
18	トリクロロエチレン	4	4	4
19	ベンゼン	4	4	4
20	塩素酸	4	4	4
21	クロロ酢酸	4	4	4
22	クロロホルム	4	4	4
23	ジクロロ酢酸	4	4	4
24	ジブロモクロロメタン	4	4	4
25	臭素酸	4	4	4
26	総トリハロメタン	4	4	4
27	トリクロロ酢酸	4	4	4
28	ブロモジクロロメタン	4	4	4
29	ブロモホルム	4	4	4
30	ホルムアルデヒド	4	4	4
31	亜鉛及びその化合物	4	4	4
32	アルミニウム及びその化合物	4	4	4
33	鉄及びその化合物	4	4	4
34	銅及びその化合物	4	4	4
35	ナトリウム及びその化合物	4	4	4
36	マンガン及びその化合物	4	4	4
37	塩化物イオン	1 2	1 2	1 2
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4	4	4
39	蒸発残留物	4	4	4
40	陰イオン界面活性剤	4	4	4
41	ジェオスミン	発生期に	※5	※5
42	2-メチルイソボルネオール	1回／月	※5	※5
43	非イオン界面活性剤	4	4	4
44	フェノール類	4	4	4
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1 2	1 2	1 2
46	pH値	1 2	1 2	1 2
47	味	1 2	1 2	1 2
48	臭気	1 2	1 2	1 2
49	色度	1 2	1 2	1 2
50	濁度	1 2	1 2	1 2

※藻類発生期（5月～9月）に月1回の検査を行います。

【検査表3】水質基準項目（原水検査項目）

No.	水質基準項目	検査頻度（回／年）				
		上水道		簡易水道		
		有田川 原水	竜門 ダム 原水	松浦川 原水	佐代川 原水	他原水 8箇所
1	一般細菌	3	2	2	2	1
2	大腸菌	3	2	2	2	1
3	カドミウム及びその化合物	3	2	2	2	1
4	水銀及びその化合物	3	2	2	2	1
5	セレン及びその化合物	3	2	2	2	1
6	鉛及びその化合物	3	2	2	2	1
7	ヒ素及びその化合物	3	2	2	2	1
8	六価クロム化合物	3	2	2	2	1
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	3	2	2	2	1
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3	2	2	2	1
11	フッ素及びその化合物	3	2	2	2	1
12	ホウ素及びその化合物	3	2	2	2	1
13	四塩化炭素	3	2	2	2	1
14	1, 4-ジオキサン	3	2	2	2	1
15	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	3	2	2	2	1
16	ジクロロメタン	3	2	2	2	1
17	テトラクロロエチレン	3	2	2	2	1
18	トリクロロエチレン	3	2	2	2	1
19	ベンゼン	3	2	2	2	1
20	塩素酸	—	—	—	—	—
21	クロロ酢酸	—	—	—	—	—
22	クロロホルム	—	—	—	—	—
23	ジクロロ酢酸	—	—	—	—	—
24	ジブロモクロロメタン	—	—	—	—	—
25	臭素酸	—	—	—	—	—
26	総トリハロメタン	—	—	—	—	—
27	トリクロロ酢酸	—	—	—	—	—
28	ブロモジクロロメタン	—	—	—	—	—
29	ブロモホルム	—	—	—	—	—
30	ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—
31	亜鉛及びその化合物	3	2	2	2	1
32	アルミニウム及びその化合物	3	2	2	2	1
33	鉄及びその化合物	3	2	2	2	1
34	銅及びその化合物	3	2	2	2	1
35	ナトリウム及びその化合物	3	2	2	2	1
36	マンガン及びその化合物	3	2	2	2	1
37	塩化物イオン	3	2	2	2	1
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	3	2	2	2	1
39	蒸発残留物	3	2	2	2	1
40	陰イオン界面活性剤	3	2	2	2	1
41	ジェオスミン	3	2	2	2	1
42	2-メチルイソボルネオール	3	2	2	2	1
43	非イオン界面活性剤	3	2	2	2	1
44	フェノール類	3	2	2	2	1
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	2	2	2	1
46	pH値	3	2	2	2	1
47	味	—	—	—	—	—
48	臭気	3	2	2	2	1
49	色度	3	2	2	2	1
50	濁度	3	2	2	2	1

【検査表4】水質管理目標設定項目（上水道）

No.	項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	検査頻度（回／年）			
							給水栓		原水（水源）	
							管13	農薬	河川（管13）	ダム（管12）
1	アンチモン及びその化合物	●	●	●			3		2	2
2	ウラン及びその化合物		●	●			3		2	
3	ニッケル及びその化合物				●		3		2	2
4	亜硝酸態窒素	●	●	●			3		2	2
5	1, 2-ジクロロエタン			●						
6	1, 1, 2-トリクロロエタン			●						
7	トルエン			●						
8	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	●	●	●			3		2	2
9	亜塩素酸				●	●				
10	二酸化塩素				●	●				
11	ジクロロアセトニトリル					●	3		2	2
12	抱水クロラール					●	3		2	2
13	農薬類(102項目)	●	●	●				3		
14	残留塩素					●				
15	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	●	●	●						
16	マンガン及びその化合物	●	●	●						
17	遊離炭酸	●	●	●			3		2	2
18	1, 1, 1-トリクロロエタン	●	●	●			3		2	2
19	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）			●						
20	有機物質（KMnO ₄ ）	●	●	●			3		2	2
21	臭気強度（TON）	●	●	●	●	●	3		2	2
22	蒸発残留物	●	●	●						
23	濁度	●	●	●						
24	pH	●	●	●	●	●				
25	腐食性（ランゲリア指数）	●	●	●			3		2	2
26	従属栄養細菌	●	●	●			3		2	2
27	1, 1-ジクロロエチレン			●						
28	アルミニウム及びその化合物	●	●	●						

検査項目計 15 16 20 5 7 13 1 13 12

イ	水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目
ロ	水源が河川水である場合に着目すべき項目
ハ	水源が地下水である場合に着目すべき項目
ニ	使用する資機材及び薬品の観点から着目すべき項目
ホ	消毒副生成物等の観点から着目すべき項目

■ は、基準51項目と重複する項目の為、同時検査を行うことで対応します。

■ は、水源が地下水である場合に着目すべき項目なので、検査対象外としています。

■ は、二酸化塩素による消毒を行っていない為、検査の必要がありません。

【検査表5】水質管理目標設定項目（簡易水道）

No.	項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	検査頻度（回／年）		
							給水栓		原水（水源）
							管13	農薬	河川（管13）
1	アンチモン及びその化合物	●	●	●			3		2
2	ウラン及びその化合物		●	●			3		2
3	ニッケル及びその化合物				●		3		2
4	亜硝酸態窒素	●	●	●			3		2
5	1, 2-ジクロロエタン			●					
6	1, 1, 2-トリクロロエタン			●					
7	トルエン			●					
8	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	●	●	●			3		2
9	亜塩素酸				●	●			
10	二酸化塩素				●	●			
11	ジクロロアセトニトリル					●	3		2
12	抱水クロラール					●	3		2
13	農薬類（102項目）	●	●	●				2	
14	残留塩素					●			
15	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	●	●	●					
16	マンガン及びその化合物	●	●	●					
17	遊離炭酸	●	●	●			3		2
18	1, 1, 1-トリクロロエタン	●	●	●			3		2
19	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）			●					
20	有機物質（KMnO4）	●	●	●			3		2
21	臭気強度（TON）	●	●	●	●	●	3		2
22	蒸発残留物	●	●	●					
23	濁度	●	●	●					
24	pH	●	●	●	●	●			
25	腐食性（ランゲリア指数）	●	●	●			3		2
26	従属栄養細菌	●	●	●			3		2
27	1, 1-ジクロロエチレン			●					
28	アルミニウム及びその化合物	●	●	●					

検査項目計 15 16 20 5 7 13 1 13

イ	水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目
ロ	水源が河川水である場合に着目すべき項目
ハ	水源が地下水である場合に着目すべき項目
ニ	使用する資機材及び薬品の観点から着目すべき項目
ホ	消毒副生成物等の観点から着目すべき項目

■ は、基準51項目と重複する項目の為、同時検査を行うことで対応します。

■ は、水源が地下水である場合に着目すべき項目なので、検査対象外としています。

■ は、二酸化塩素による消毒を行っていない為、検査の必要がありません。